

2019年4月～施行

定員
20名様
各社2名まで

「働き方改革関連法」の ポイントと求められる実務対応

過重労働対策、同一労働同一賃金などの最新情報とその影響

働き方改革関連法
の全体像

改正のポイント

①労働時間
上限設定関係

改正のポイント

②勤務時間
インターバル制度

改正のポイント

③年次有給休暇

改正のポイント

④高度プロフェッショナル
制度

改正のポイント

⑤フレックスタイム
制度

改正のポイント

⑥同一労働同一賃金

日時

2018年8月28日(火)

14時45分～16時

会場

ビジネススタイリストセミナールーム

講師

株式会社ビジネススタイリスト

代表取締役 大西美佳

費用

無料

お申込みは FAX 06-6210-5638 (お問合せは 06-6210-5635 まで)

貴社名

ご参加者

(お役職・お名前)

(お役職・お名前)